



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年6月24日金曜日 第2278号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	558
介護機関の指定.....	558
施術機関の指定.....	558
指定医療機関の廃止の届出.....	558
指定施術機関の廃止の届出.....	559
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	559
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	560
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	560
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	560
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	561
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	561
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称の変更.....	561
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	561
指定居宅サービス事業者の指定.....	562
指定居宅介護支援事業者の指定.....	562
指定介護予防サービス事業者の指定.....	562
指定居宅サービス事業の廃止.....	563
指定介護予防サービス事業の廃止.....	563
介護老人保健施設の開設の許可.....	563
愛媛県認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程の一部改正.....	563
愛媛県認定訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)交付規程の一部改正.....	564
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	566
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	567
土地改良事業の工事の完了.....	567
土地改良区役員就退任の届出(2件).....	567
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	567
道路の区域変更(県道和気衣山線).....	568
道路の供用開始(県道六軒家石手線).....	568
道路の供用開始(県道伊予川内線).....	568
土地改良区役員就退任の届出.....	568

公 告

公文書の公開の実施状況.....	569
個人情報の開示等の実施状況.....	569
争議行為の通知の公表.....	570
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	570
愛媛県総合科学博物館自然環境展示改修業務.....	571

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....	572
---------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第801号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療

機関を次のように指定した。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
村瀬歯科医院	医療法人村瀬歯科医院	今治市郷本町三丁目2番10号	平成23年4月1日
あおば薬局	有限会社あおぞら薬局	伊予市下吾川字馬塚944-3	平成23年5月26日
中央歯科	水口泰司	宇和島市中央町1-4-10	平成23年6月1日

○愛媛県告示第802号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設いまばり光生園	医療法人補天会	今治市室屋町三丁目2番地10	平成23年5月1日

○愛媛県告示第803号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
繭松前店	曾我信也	伊予郡松前町大字北黒田613番地15	平成23年4月1日
繭松前店	富永清亀	伊予郡松前町大字北黒田613番地15	平成23年4月1日
繭松前店	森島春義	伊予郡松前町大字北黒田613番地15	平成23年4月1日
繭砥部店	清家寿文	伊予郡砥部町高尾田92-2高尾ハイツ211	平成23年4月1日
繭松前店	白石小雪	伊予郡松前町大字北黒田613番地15	平成23年5月1日

○愛媛県告示第804号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
辻内科医院	医療法人良清会	大洲市長浜甲297	平成21年 5月22日
稲田整形外科	医療法人社団稲田整形外科	伊予市米湊815番地 1	平成21年 12月14日
稲田薬局	稲田薬品株式会社	西予市三瓶町朝立 1 - 31 0 - 27	平成22年 12月30日
矢野勉強堂	矢野睦子	四国中央市金田町金川 5	平成23年 1月7日
橋M歯科医院	橋正視	伊予市湊町19 - 1	平成23年 1月10日
城南薬局	亀岡真利子	伊予郡砥部町高尾田71番地	平成23年 3月31日
神野外科	神野高光	西条市三津屋南 8 番24号	平成23年 4月13日

○愛媛県告示第805号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
ヘルプサービス 爾	曾我信也	伊予郡松前町大字北黒田 613番地15	平成23年 3月31日
ヘルプサービス 爾	富永清亀	伊予郡松前町大字北黒田 613番地15	平成23年 3月31日
ヘルプサービス 爾	森島春義	伊予郡松前町大字北黒田 613番地15	平成23年 3月31日

○愛媛県告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人沢近会浜口医院	南宇和郡愛南町城辺甲347 - 2	浜口医院	南宇和郡愛南町城辺甲347 - 2	平成23年 5月 1日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 3	デイサービスセンターふたば の森	新居浜市船木3101番地 1	平成23年 5月 1日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 3	ショートステイふたばの森	新居浜市船木3101番地 1	平成23年 5月 1日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 3	グループホームふたばの森	新居浜市船木3001番地 3	平成23年 5月 1日
有限会社エンジョイライフ	大洲市松尾1170番地12	小規模多機能型居宅介護の 郷	大洲市松尾465番地 1	平成23年 5月 1日
株式会社アクティブモア	宇和島市天神町 8 番23号天神 ビル 2 階	愛ほっと訪問看護ステーショ ン	宇和島市天神町 8 番23号天神 ビル 2 階	平成23年 5月 2日
株式会社よしまる	宇和島市丸穂町一丁目 9 番30 号	デイサービスセンター未来	宇和島市丸穂町一丁目 9 番30 号	平成23年 5月13日
株式会社ひふみ	伊予郡砥部町重光159番地 1	ひふみ訪問介護	伊予郡砥部町重光159番地 1	平成23年 5月16日
有限会社ほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581 - 2	グループホーム微笑の家なか むら	新居浜市中村二丁目 4 番25号	平成23年 5月23日
有限会社三幸	宇和島市津島町高田83 - 1	ウェルつしま	宇和島市津島町高田2448番地 3	平成23年 5月26日
株式会社リビング・サポート 研究所	西条市新市663番地 1	デイサービス援達磨	西条市丹原町池田243番地 3	平成23年 6月 1日
株式会社ハーブ	宇和島市中沢町一丁目 2 番10 号	ヘルパーステーションあん	宇和島市中沢町一丁目 2 番10 号	平成23年 6月 2日
株式会社ハーブ	宇和島市中沢町一丁目 2 番10 号	デイサービスあん	宇和島市中沢町一丁目 2 番10 号	平成23年 6月 2日

○愛媛県告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ハーブ	宇和島市中沢町一丁目2番10号	ケアプランニングあん	宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成23年6月2日

○愛媛県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人沢近会浜口医院	南宇和郡愛南町城辺甲347-2	浜口医院	南宇和郡愛南町城辺甲347-2	平成23年5月1日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地3	デイサービスセンターふたばの森	新居浜市船木3101番地1	平成23年5月1日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地3	ショートステイふたばの森	新居浜市船木3101番地1	平成23年5月1日
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地3	グループホームふたばの森	新居浜市船木3001番地3	平成23年5月1日
有限会社エンジョイライフ	大洲市松尾1170番地12	小規模多機能型居宅介護亀の郷	大洲市松尾465番地1	平成23年5月1日
株式会社アクティブモア	宇和島市天神町8番23号天神ビル2階	愛ほっと訪問看護ステーション	宇和島市天神町8番23号天神ビル2階	平成23年5月2日
株式会社よしまる	宇和島市丸穂町一丁目9番30号	デイサービスセンター未来	宇和島市丸穂町一丁目9番30号	平成23年5月13日
株式会社ひふみ	伊予郡砥部町重光159番地1	ひふみ訪問介護	伊予郡砥部町重光159番地1	平成23年5月16日
有限会社ほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581-2	グループホーム微笑の家なかむら	新居浜市中村二丁目4番25号	平成23年5月23日
有限会社三幸	宇和島市津島町高田83-1	ウェルつしま	宇和島市津島町高田2448番地3	平成23年5月26日
株式会社ハーブ	宇和島市中沢町一丁目2番10号	ヘルパーステーションあん	宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成23年6月2日
株式会社ハーブ	宇和島市中沢町一丁目2番10号	デイサービスあん	宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成23年6月2日

○愛媛県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
橋 正 視	愛媛県伊予市湊町19-1	橋M歯科医院	愛媛県伊予市湊町19-1	平成23年1月10日

○愛媛県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
橋 正 視	愛媛県伊予市湊町19-1	橋M歯科医院	愛媛県伊予市湊町19-1	平成23年1月10日

○愛媛県告示第811号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101935	特定非営利活動法人ぶつしすてむ	松山市御幸二丁目1-16	川 崎 壽 洋	就労継続支援A型	ぶうしすてむ	松山市木屋町三丁目12-7	平成23年 6月1日
3810200398	一般社団法人Sign	今治市別名180番地1	正 岡 弘 樹	自立訓練（生活訓練）	プリズム	今治市別名180番地1	平成23年 6月1日
3810300313	NPO法人さかえ	宇和島市伊吹町甲953番地8	伊勢居 良 之	就労継続支援B型	就労継続支援事業所ピアさかえ	宇和島市伊吹町甲953番地8	平成23年 6月1日
3810500284	新居浜医療生活協同組合	新居浜市秋生1061番地	池 田 虎 之 助	居宅介護	ヘルバーステーション野の花	新居浜市南小松原町8番68号	平成23年 6月1日
3810500284	新居浜医療生活協同組合	新居浜市秋生1061番地	池 田 虎 之 助	重度訪問介護	ヘルバーステーション野の花	新居浜市南小松原町8番68号	平成23年 6月1日

○愛媛県告示第812号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地	
					変 更 前	変 更 後		
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	就労継続支援A型	野菜工房ていずい	多機能型事業所野菜工房ていずい	西条市禎瑞字相生5番381番地	平成23年 5月1日

○愛媛県告示第813号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3813700022	社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	西 川 一 彌	居宅介護	伊方訪問介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦866番地	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	平成23年 4月1日
3813700022	社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	西 川 一 彌	重度訪問介護	伊方訪問介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦866番地	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	平成23年 4月1日

○愛媛県告示第814号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
株式会社ライフサポート	ヘルパーステーション輪厚	愛媛県松山市平和通二丁目2-2北ビル2F	平成23年5月1日	訪問介護
有限会社G P企画	デイサービスセンターお茶のみ広場東本	愛媛県松山市東本二丁目12-38	平成23年5月1日	通所介護
有限会社三幸	ウェルつしま	愛媛県宇和島市津島町高田2448番地3	平成23年5月1日	特定施設入居者生活介護
社会福祉法人ふたば会	デイサービスセンターふたばの森	愛媛県新居浜市船木3101番地1	平成23年5月1日	通所介護
社会福祉法人ふたば会	ショートステイふたばの森	愛媛県新居浜市船木3101番地1	平成23年5月1日	短期入所生活介護
社会福祉法人同心会	ショートステイついたちの里	愛媛県西条市朔日市892番地25	平成23年5月1日	短期入所生活介護
株式会社ひふみ	ひふみ訪問介護	愛媛県伊予郡砥部町重光159番地1	平成23年5月16日	訪問介護
株式会社時の計画	デイサービスあったかいご二番館	愛媛県八幡浜市産業通353番地1	平成23年5月19日	通所介護

○愛媛県告示第815号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
ハニーコーポレーション株式会社	ハニー居宅介護支援事業所	愛媛県松山市西石井一丁目1番25号クリエーションビル7階	平成23年5月1日	居宅介護支援
有限会社サン・ケアワーク	有限会社サン・ケアワーク居宅介護支援事業所	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	平成23年5月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第816号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
株式会社ライフサポート	ヘルパーステーション輪厚	愛媛県松山市平和通二丁目2-2北ビル2F	平成23年5月1日	介護予防訪問介護
有限会社G P企画	デイサービスセンターお茶のみ広場東本	愛媛県松山市東本二丁目12-38	平成23年5月1日	介護予防通所介護

有限会社三幸	ウェルつしま	愛媛県宇和島市津島町高田2448番地 3	平成23年 5月 1日	介護予防特定施設 入居者生活介護
社会福祉法人ふたば会	デイサービスセンターふたばの森	愛媛県新居浜市船木3101番地 1	平成23年 5月 1日	介護予防通所介護
社会福祉法人ふたば会	ショートステイふたばの森	愛媛県新居浜市船木3101番地 1	平成23年 5月 1日	介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人同心会	ショートステイついたちの里	愛媛県西条市朔日市892番地25	平成23年 5月 1日	介護予防短期入所 生活介護
株式会社ひふみ	ひふみ訪問介護	愛媛県伊予郡砥部町重光159番地 1	平成23年 5月16日	介護予防訪問介護
株式会社時の計画	デイサービスあったかいご二番館	愛媛県八幡浜市産業通353番地 1	平成23年 5月19日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第817号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人馬越クリニック	馬越循環器科内科	愛媛県松山市居相四丁目16番20号	平成23年 5月 5日	通所リハビリテー ション
有限会社悠楽里	デイサービス悠楽里	愛媛県松山市畑寺四丁目 7番32号	平成23年 5月18日	通所介護

○愛媛県告示第818号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人馬越クリニック	馬越循環器科内科	愛媛県松山市居相四丁目16番20号	平成23年 5月 5日	介護予防通所リハ ビリテーション

○愛媛県告示第819号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護老人保健施設の開設者の 名称又は氏名	介護老人保健施設		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人補天会	介護老人保健施設いまばり光生園	愛媛県今治市室屋町三丁目 2番地10	平成23年 5月 1日	介護老人保健施設

○愛媛県告示第820号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の規定(同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)に基づく認定を受けた同法第13条に規定する事業主等(事業主にあつては中小企業事業主に、事業主の団体又はその連合団体にあつては中小企業事業主の団体又はその連合団体に限る。以下「中小企業事業主等」という。)が行う認定職業訓練の運営に要する経費に係る認定訓練助成事業費補助金(運営費)(以下「補助金」という。)の交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>様式第1号(第3条関係) 認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 補助率</p> <p>(1) 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練 補助申請額(1のイに記入の金額) × 100 補助対象経費計(7の(2)のイに記入の金額) = 補助率 %</p> <p>(2) 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練 補助申請額(1のロに記入の金額) × 100 補助対象経費計(7の(2)のロに記入の金額) = 補助率 %</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の規定(同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)に基づく認定を受けた中小企業事業主又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体(_____)以下「中小企業事業主等」という。)が行う認定職業訓練の運営に要する経費に係る認定訓練助成事業費補助金(運営費)(以下「補助金」という。)の交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>様式第1号(第3条関係) 認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 補助率</p> <p>(1) 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練 補助申請額(1のイに記入の金額) × 100 補助対象経費計(8の(2)のイに記入の金額) = 補助率 %</p> <p>(2) 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練 補助申請額(1のロに記入の金額) × 100 補助対象経費計(8の(2)のロに記入の金額) = 補助率 %</p> </div> <p>注 省略</p>

○愛媛県告示第821号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)交付規程(昭和46年8月愛媛県告示第698号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号 _____)第24条第1項の認定を受けた同法第13条に規定する事業主等(事業主にあつては中小企業事業主に、事業主の団体又はその連合団体にあつては中小企業事業主の団体又はその連合団体に限る。以下「中小企業事業主等」という。)が行う職業訓練のための施設(以下「職業訓練共同施設」という。)及び中小企業事業主等が行う職業訓練のための設備(以下「職業訓練共同設備」という。)の設置又は整備に要する経費に係る認定訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)(以下「補助金」という。)の交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 補助金は、市町(一部事務組合を含む。以下同じ。)又は中小企業事業主等 _____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第24条第1項の認定を受けた中小企業事業主又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体(_____)以下「中小企業事業主等」という。)が行う職業訓練のための施設(以下「職業訓練共同施設」という。)及び中小企業事業主等が行う職業訓練のための設備(以下「職業訓練共同設備」という。)の設置又は整備に要する経費に係る認定訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)(以下「補助金」という。)の交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 補助金は、市町(一部事務組合を含む。以下同じ。)又は法第4章の規定により設立された職業訓練法人である中小企業事 _____</p>

が職業訓練共同施設又は職業訓練共同設備を設置し、又は整備する場合において、それに要する経費のうち、次に掲げるもの一部について、予算の範囲内で、当該市町又は当該中小企業事業主等に対して交付するものとする。

(1)・(2) 省略
(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町又は中小企業事業主等は、認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、職業訓練共同施設を設置し、又は整備する場合にあつては職業訓練共同施設設置・整備計画書（様式第2号）を、職業訓練共同設備を設置し、又は整備する場合にあつては職業訓練共同設備設置・整備計画書（様式第3号）を添付して、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の決定の通知を受けた市町又は中小企業事業主等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があつて申請を取り下げようとする場合においては、通知を受けた日から2週間以内にその旨を書面で知事に申し出なければならない。

(職業訓練共同施設及び職業訓練共同設備の用途)

第7条 省略

2 省略

3 中小企業事業主等である補助事業者は、当該職業訓練共同施設及び職業訓練共同設備をその行う職業訓練に使用するほか、当該職業訓練に支障のない範囲内で、職業訓練に関し必要な業務に利用させることができる。

様式第1号（第3条関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付申請書

省略
市町の名称及び長の氏名又は中小企業事業主等の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所 印
省略

様式第2号（第3条、様式第1号関係） 職業訓練共同施設設置・整備計画書

省略
1 省略
2 計画内容及び建築費（総額）
①～⑤ 省略
⑥経費負担区分
国 県 市町 中小企業事業主等 その他 計
省略
3～5 省略

注 省略

様式第4号（第8条関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）補助事業実施状況報告書

省略

業主の団体（以下「職業訓練法人」という。）が職業訓練共同施設又は職業訓練共同設備を設置し、又は整備する場合において、それに要する経費のうち、次に掲げるもの一部について、予算の範囲内で、当該市町又は当該職業訓練法人に対して交付するものとする。

(1)・(2) 省略
(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町又は職業訓練法人は、認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、職業訓練共同施設を設置し、又は整備する場合にあつては職業訓練共同施設設置・整備計画書（様式第2号）を、職業訓練共同設備を設置し、又は整備する場合にあつては職業訓練共同設備設置・整備計画書（様式第3号）を添付して、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の決定の通知を受けた市町又は職業訓練法人（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があつて申請を取り下げようとする場合においては、通知を受けた日から2週間以内にその旨を書面で知事に申し出なければならない。

(職業訓練共同施設及び職業訓練共同設備の用途)

第7条 省略

2 省略

3 職業訓練法人である補助事業者は、当該職業訓練共同施設及び職業訓練共同設備をその行う職業訓練に使用するほか、当該職業訓練に支障のない範囲内で、職業訓練に関し必要な業務に利用させることができる。

様式第1号（第3条関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付申請書

省略
市町の名称及び長の氏名又は職業訓練法人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所 印
省略

様式第2号（第3条関係） 職業訓練共同施設設置・整備計画書

省略
1 省略
2 計画内容及び建築費（総額）
①～⑤ 省略
⑥経費負担区分
国 県 市町 職業訓練法人 その他 計
省略
3～5 省略

注 省略

様式第4号（第8条関係） 認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）補助事業実施状況報告書

省略

<p style="text-align: center;">市町の名称及び長の氏名又は中小 企業事業主等の名称及び所在地並 びにその代表者の氏名及び住所 印</p> <p>省略</p> <p>1 補助事業の進捗状況 _____</p> <p>(1) 職業訓練共同施設 施設名及び所在地 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th rowspan="2">建築物の 構造</th> <th colspan="4">建築の進捗状況 _____</th> <th rowspan="2">建築着工 年 月 日</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>教室</th> <th>実習場</th> <th>管理室 その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>注1 1の(1)の「建築の進捗状況 _____」の欄には、建築の進捗状 況 _____を百分比で記載すること。 なお、未着工及び進捗率 _____50%未満のものについては、 工事の遅延理由及び今後の計画を「備考」の欄に記載するこ と。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第5号(第9条関係) 認定訓練助成事業費補助金(施設及び 設備費)補助事業実績報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">市町の名称及び長の氏名又は中小 企業事業主等の名称及び所在地並 びにその代表者の氏名及び住所 印</p> <p>省略</p> </div> <p>注 この報告書には、市町又は中小企業事業主等の収支決算書の 写しを添付すること。</p>	建築物の 構造	建築の進捗状況 _____				建築着工 年 月 日	備考	教室	実習場	管理室 その他	計	省略							<p style="text-align: center;">市町の名称及び長の氏名又は職業 訓練法人 _____の名称及び所在地並 びにその代表者の氏名及び住所 印</p> <p>省略</p> <p>1 補助事業の進捗状況 _____</p> <p>(1) 職業訓練共同施設 施設名及び所在地 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th rowspan="2">建築物の 構造</th> <th colspan="4">建築の進捗状況 _____</th> <th rowspan="2">建築着工 年 月 日</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>教室</th> <th>実習場</th> <th>管理室 その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>注1 1の(1)の「建築の進捗状況 _____」の欄には、建築の進 捗状況 _____を百分比で記載すること。 なお、未着工及び進捗率 _____50%未満のものについては、 工事の遅延理由及び今後の計画を「備考」の欄に記載するこ と。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第5号(第9条関係) 認定訓練助成事業費補助金(施設及び 設備費)補助事業実績報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">市町の名称及び長の氏名又は職業 訓練法人 _____の名称及び所在地並 びにその代表者の氏名及び住所 印</p> <p>省略</p> </div> <p>注 この報告書には、市町又は職業訓練法人 _____の収支決算書の 写しを添付すること。</p>	建築物の 構造	建築の進捗状況 _____				建築着工 年 月 日	備考	教室	実習場	管理室 その他	計	省略						
建築物の 構造		建築の進捗状況 _____						建築着工 年 月 日	備考																												
	教室	実習場	管理室 その他	計																																	
省略																																					
建築物の 構造	建築の進捗状況 _____				建築着工 年 月 日	備考																															
	教室	実習場	管理室 その他	計																																	
省略																																					

○愛媛県告示第822号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 松原 久男 外1者	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 奥村 正綱 外1者	平成23年 5月25日	平成23年 6月9日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 松原 久男 外2者	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 奥村 正綱 外2者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予郡砥部町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・砥部地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年6月27日から平成23年7月25日まで

3 縦覧場所

砥部町役場本庁

○愛媛県告示第824号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	上市古池地区	平成23年2月18日

○愛媛県告示第825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年6月24日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 勝 利	新居浜市又野 1 - 8 - 39
"	山 内 博	新居浜市田の上 1 - 17 - 23
"	高 橋 繁	新居浜市松神子 2 - 8 - 19
"	伊 藤 覚	新居浜市垣生 4 - 14 - 1
"	碓 井 正 徳	新居浜市松神子 1 - 1 - 27
"	岡 田 一 美	新居浜市田の上 2 - 14 - 8
"	佐々木 章 文	新居浜市垣生 2 - 7 - 5
"	永 易 義 光	新居浜市田の上 1 - 12 - 21
監 事	岡 部 眞 佐 明	新居浜市垣生 4 - 4 - 8
"	岩 崎 靖	新居浜市田の上 2 - 11 - 42

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 勝 利	新居浜市又野 1 - 8 - 39
"	山 内 博	新居浜市田の上 1 - 17 - 23
"	高 橋 繁	新居浜市松神子 2 - 8 - 19
"	伊 藤 覚	新居浜市垣生 4 - 14 - 1
"	岡 田 一 美	新居浜市田の上 2 - 14 - 8
"	村 上 滋	新居浜市松神子 2 - 3 - 28
"	永 易 義 光	新居浜市田の上 1 - 12 - 21
監 事	岡 部 眞 佐 明	新居浜市垣生 4 - 4 - 8
"	岩 崎 靖	新居浜市田の上 2 - 11 - 42

○愛媛県告示第826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成23年6月24日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 易 義 光	新居浜市田の上 1 - 12 - 21

○愛媛県告示第827号

東温市下林下土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年6月24日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市下林下土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市下林下土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成23年6月24日から7月25日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	和気衣山線	松山市久万ノ台1244 - 1 から 同市衣山二丁目663 - 2 まで	旧	メートル 5.0~22.0	キロメートル 0.517	
			新	12.0~84.1	0.517	

○愛媛県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町甲1567 - 4 から 同町甲1564 - 2 地先まで	平成23年 6月24日

○愛媛県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予川内線	伊予郡砥部町高尾田347番 2 から 同町高尾田433番 4 まで	平成23年 6月24日

○愛媛県告示第831号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 6月24日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 富 明	宇和島市津島町北灘甲2140番地 1
"	船 田 忠 夫	宇和島市津島町北灘甲1773番地
"	宮 本 清 幸	宇和島市津島町北灘甲391番地
"	濱 田 金 治	宇和島市津島町北灘乙512番地 2
"	魚 崎 泰 郎	宇和島市津島町北灘乙1912番地
"	玉 木 邦 英	宇和島市津島町浦知361番地 1
"	土 居 秋 義	宇和島市津島町下畑地丁36番地 3
"	山 本 岩 太 郎	宇和島市津島町近家甲911番地
"	清 家 儀 三 郎	宇和島市津島町近家甲162番地

"	泉 雄 二	宇和島市津島町高田丙157番地 1
"	兵 頭 司 博	宇和島市津島町岩松甲1277番地 11
"	三 曳 重 郎	宇和島市津島町増穂丙1709番地 23
監 事	武 内 忠 一	宇和島市津島町北灘丙58番地
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905番地
"	藤 堂 武 継	宇和島市津島町岩淵甲838番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 口 正 富	宇和島市津島町北灘甲339番地 1
"	田 中 富 明	宇和島市津島町北灘甲2140番地 1
"	船 田 忠 夫	宇和島市津島町北灘甲1773番地
"	森 近 男	宇和島市津島町北灘乙1708番地
"	玉 木 邦 英	宇和島市津島町浦知361番地 1
"	村 上 康 志	宇和島市津島町下畑地甲683番地 1
"	山 本 岩 太 郎	宇和島市津島町近家甲911番地
"	山 本 俊 幸	宇和島市津島町近家甲1112番地 7
"	泉 雄 二	宇和島市津島町高田丙157番地 1

〃	富 永 照 瑞	宇和島市津島町近家甲341番地
〃	兵 頭 司 博	宇和島市津島町岩松甲1277番地11
監 事	武 内 忠 一	宇和島市津島町北灘丙58番地
〃	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905番地
〃	藤 堂 武 継	宇和島市津島町岩洲甲838番地

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成22年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区 分	請求等の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	
公開請求	642	428	141	23	50
公開申請	3	2	1	0	0
計	645	430	142	23	50

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
- 2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求件数	公開申請件数
知 事		
総 務 部	41	2
企 画 情 報 部	0	0
県 民 環 境 部	18	0
保 健 福 祉 部	153	0
経 済 労 働 部	38	1
農 林 水 産 部	60	0
土 木 部	183	0
出 納 局	2	0
小 計	495	3
議 会	2	
公 営 企 業 管 理 者	25	0
教 育 委 員 会	84	0
選 挙 管 理 委 員 会	8	0
人 事 委 員 会	1	0
監 査 委 員 会	0	0
公 安 委 員 会	1	
警 察 本 部 長	26	
労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	0	0
合 計	642	3

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請 求 等 の 主 な 内 容	公開請求件数	公開申請件数
公益法人等の決算書類	162	0
工事設計書	102	0
名簿関係	72	0
道路等図面関係	52	0
懲戒等職員の処分関係	39	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公 開 請 求 者 等 の 区 分	公開請求件数	公開申請件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体	432	1
その他のもの	210	2

5 不服申立て等の状況

- (1) 不服申立て
実績なし
- (2) 不服申出
実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成22年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実 施 機 関	年度末件数
知 事	
総 務 部	71
企 画 情 報 部	31
県 民 環 境 部	169
保 健 福 祉 部	440
経 済 労 働 部	99
農 林 水 産 部	192
土 木 部	134
出 納 局	10
小 計	1,146
議 会	13
公 営 企 業 管 理 者	16
教 育 委 員 会	173
選 挙 管 理 委 員 会	20
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員 会	5
公 安 委 員 会	6
警 察 本 部 長	163
労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	11
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	23
合 計	1,587

2 個人情報の開示請求の状況

- (1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		開示	部分開示	非開示	
知事	15	9	2	3	1
公営企業管理者	34	23	9	2	0
教育委員会	31	31	0	0	0
警察本部長	34	3	24	7	0
合計	114	66	35	12	1

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数
知事	48
県民環境部	9
保健福祉部	57
経済労働部	1
小計	115
教育委員会	7,628
人事委員会	187
警察本部長	49
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	28
合計	8,007

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区分	不服申立て件数		処理の状況				取下げ
	平成21年度からの繰越件数	平成22年度不服申立て件数	却下	棄却	一部認容	認容	
開示決定等に係るもの	1	2	1	1			1
訂正決定等に係るもの	0	0					
利用停止決定等に係るもの	0	0					

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成23年6月13日あったので公表する。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 平成23年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成23年6月28日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病院名	所在地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成22年12月24日付け公告）を次のとおり変更した。

平成23年6月24日

愛媛県知事 中村時広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。

(2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制」）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知事管理量			
	平成22年		平成23年	
	平成22年1月から12月まで	平成22年7月から平成23年6月まで	平成23年1月から12月まで	平成23年7月から平成24年6月まで
まあじ	8,000トン		8,000トン	
まいわし	若干		若干	
まさば及びごまさば		若干		若干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成22年 1月 から12月まで	平成23年 1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	5,600トン	5,600トン

4 知事管理量（まあじにあつては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めるとこととする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成22年 4月 1日から6月 30日まで	平成22年 9月 1日から11月 30日まで	平成23年 4月 1日から6月 30日まで	平成23年 9月 1日から11月 30日まで	平成22年 10月 1日から12月 31日まで	平成23年 10月 1日から12月 31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類及び海域別の数量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理努力量の採捕の種類及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成22年 4月 1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成23年 4月 1日から6月30日まで	16,590隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成22年 9月 1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成23年 9月 1日から11月30日まで	5,880隻日

めじか流し網漁業	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成22年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
		平成23年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

平成23年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県総合科学博物館自然環境展示改修業務

(2) 業務内容

愛媛県総合科学博物館自然環境展示改修業務企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）による。

(3) 履行期限

平成24年 3月19日

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間に、博物館等において、1で示した業務に係る展示と同種の常設展示でその規模が類似するもの設計業務及び施工業務に係る契約を締結し、及び履行した実績を有する者であること。

ウ 参加申込書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

- (2) 企画提案書を特定するための評価項目
1で示した業務に関する基本方針、展示室演出、施工体制及び経費
- 3 手続等
- (1) 担当部局
愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2931
- (2) 募集要領の交付の期間、場所及び方法
ア 期間
平成23年6月24日(金)から同年7月19日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)
イ 場所
(1)に掲げる場所
ウ 方法
無料にて交付する。
- (3) 参加申込書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
ア 期限
平成23年7月19日(火)午後5時15分
イ 場所
(1)に掲げる場所
ウ 方法
持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。
- (4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
ア 期限
平成23年8月3日(水)午後5時15分
イ 場所

- (1)に掲げる場所
ウ 方法
持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。
- 4 その他
(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 契約書作成の要否
要
(3) 関連情報を入手するための照会窓口
愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2931
(4) その他
詳細は、募集要領による。
- 5 Summary
(1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Renovation Work on the Natural Environment Area in the Permanent Exhibition and Related Services for Ehime Prefectural Science Museum, 1 set
(2) Time limit to express interests: 5:15 P.M., 19 July 2011
Time limit for the submission of proposals: 5:15 P.M., 3 August 2011
(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact:
Lifelong Learning Promotion Section, Lifelong Learning Division, Administration Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2931

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。

平成23年6月24日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 高須 功

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収	負担金	4,474,005 334,433	14,452,715		167,784	246,083					
	掛金	4,218,218 353,137	7,210,581			188,150					
入	施設収入・商品売上						67,541				
	受取手数料									22,160	
	利息及び配当金	123 15		253,565	162	60	39	916,843	822	13	
	組合員貸付金利息								258,359		
	その他収入	935,529			62,222	2,939	37,498	934	24,627	930	
	他経理から繰入金				29,030		175,100				
	前年度繰越支払準備金	722,778									
	計	10,350,653 687,585	21,663,296	253,565	259,198	437,232	280,178	917,777	283,808	23,103	
	給付		4,676,083								
		役職員給与				127,014	10,515	55,488	28,058	9,835	2,466

支 出	厚生費			144	296,644	41	28	10		
	特定健康診査等費				18,118					
	旅費・事務費			9,109	4,053	1,336	2,889	2,140	706	
	商品仕入					258				
	飲食材料費									
	委託費			5,633	76	1,215	693	218	138	
	支払利息			253,565			542,433	225,441	15,044	
	連合会払込金・拠出金	596,254						12,614		
	前期高齢者納付金	2,404,412								
	後期高齢者支援金	1,475,777								
	老人保健拠出金	82								
	退職者給付拠出金	266,177								
	介護納付金	670,323								
	負担金払込金・掛金払込金		21,663,296							
	他経理へ繰入金	29,030				85,100			90,000	
	その他支出	97,404 707			110,931	27,863	146,260	22,421	27,633	10,515
	次年度繰越支払準備金	728,275								
計	10,273,494 671,030	21,663,296	253,565	252,831	442,369	204,598	596,522	277,891	118,869	
差引当期利益金又は当期損失金()	77,159 16,555	0	0	6,367	5,137	75,580	321,255	5,917	95,766	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	866,695	1,164,451	601,003	375,238	134,707	163,353	23,154,991	302,633	693,267
	固定資産			10,341,162	1,172	29	908,073	34,445,000	9,126,330	
	繰延資産									
資 産 合 計		866,695	1,164,451	10,942,165	376,410	134,736	1,071,426	57,599,991	9,428,963	693,267
負 債	流動負債	28,346	1,164,451		6,144	8,833	2,880	54,011,178	126	7,027
	固定負債	728,275		10,942,165	215,102	40,108	61,740	48,012	9,050,384	635,312
	負債合計	756,621	1,164,451	10,942,165	221,246	48,941	64,620	54,059,190	9,050,510	642,339
資 本	資本剰余金						945,432			
	利益剰余金又は欠損金()	112,883 2,809			155,164	85,795	61,374	3,540,801	378,453	50,928
	資本合計	110,074	0	0	155,164	85,795	1,006,806	3,540,801	378,453	50,928
負 債 ・ 純 資 産 合 計		866,695	1,164,451	10,942,165	376,410	134,736	1,071,426	57,599,991	9,428,963	693,267

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護